

## 基準日における届出手続きについて

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、**毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに届出手続きを行うことが必要です。**

Q 届出手続きとはどのような手続きですか

A 保険への加入や保証金の供託だけでは終わりません。

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置(保険への加入または保証金の供託)の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。なお、1つの会社で建設業許可と宅地建物取引業免許を有している場合は、建設業・宅地建物取引業それぞれについて届出手続きが必要となります。

Q 届出手続きにはどのような準備が必要なのですか？

A 基準日後に保険法人から送られてくる保険契約締結証明書等の準備が必要です。

届出手続きには「届出書」と「引渡物件の一覧表」に加え、保険の場合は保険法人の発行する「保険契約締結証明書」、供託の場合は「供託書の写し」が必要です。届出書や引渡物件の一覧表の書式は、国土交通省HPからダウンロードできます。(記載方法は裏面をご覧ください)

Q 届出手続きはいつすればいいのですか？

A 基準日から3週間以内に届け出る必要があります。

届出手続きは毎年「4月1日から21日<sup>※</sup>」および「10月1日から21日<sup>※</sup>」に行うことが必要です。期間内に**届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることがあります。**

※休日の場合は翌営業日

Q 届出手続きはどこにすればいいのですか？

A 許可・免許を受けた行政庁への届出が必要となります。

国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、許可を受けた地方整備局に届出手続きをしてください。

業者種別	届出先	対象	届出方法	「問い合わせ先」及び「送付先」
建設業者 (大臣許可業者)	国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県に本店を置く 「建設業者(大臣許可業者)」及び「宅地建物取引業者(大臣免許業者)」	※ 郵送  又は	関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 資力確保指導係 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電話048-601-3151(内線6667)
宅地建物 取引業者 (大臣免許業者)	国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課		窓口 提出	関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 資力確保指導係 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電話048-601-3151(内線6670)

- ※ ① 窓口において審査は行いません。  
② 届出期間中、窓口が混雑するおそれがあるため、郵送での提出をお勧めします。  
③ この届出は、「建設業許可申請」及び「宅地建物取引業免許申請」のように本店所在地を管轄する都県経由ではなく、直接、関東地方整備局に提出することが必要です。

